介護保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）に関する意見募集について

平 成 30年 4 月 17日
厚生労働省老健局振興課

この度、介護サービス事業に関する書類の削減のため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等について所要の改正を予定しております。つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

１　御意見募集期間

平成30年４月17日（火）～　平成30年５月16日（水）（必着）

２　御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省老健局振興課法令係宛て

（３）ＦＡＸの場合

ＦＡＸ番号 03－3503－7894
厚生労働省老健局振興課法令係宛て

３　御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。